名	称	別府五丁目スマートタウン地区地区計画
位	置	熊谷市別府五丁目の一部
面	積	約1. 9ha
地区計画の		本地区は、JR高崎線の主要な始発駅である籠原駅から北東方向約1.2kmに位置
目標		し、周辺一体は低層住宅を主体とした住宅地である。
		本地区は、計画段階から再生可能エネルギーを中心とした省エネと創エネに取り
		組むまちを目指している。また、緑豊かな街並みは、住民に誇りと愛着をもたらし
		良好なコミュニティの形成が期待でき、良好なコミュニティは防犯上においても住
		民に安心をもたらすことから、本地区では、周辺地域の自然環境と連携した緑の
		ネットワークを形成し、緑豊かな景観と良好な住環境を有するゆとりのある住宅地
		の形成と保全を目指すものである。
区	土地利用	周辺環境と調和した良好な住環境を目指す。そのため、積極的な敷地内緑化の
域   の	の方針	推進と緑豊かな公園を設置することにより、周辺地域と連携した緑のネットワーク
区域の整備、		の形成を図る。
開		
発   及	地区施設	本地区内及び周辺の地域住民の安全性を確保するため、開発行為により整備さ
発及び保全に関する方針	の整備方	れた道路及び歩行者専用道路を地区施設に定める。
	針	また、地区内の良好な環境を保全及び形成するため、公園についても地区施設に
関		定める。
する		
方針		
四川	建築物等	良好な住環境を維持していくため、建築物等の用途の制限を行うとともに、ゆとり
	の整備方	あるまちなみの形成を図るため、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を
	針	行う。また、周辺環境との調和を図り、美しい景観を保持していくため、建築物等
		の形態及び意匠の制限を行う。

## □ 地区整備計画

地区施設の配置及び		道 路 幅員 6m 5本
規模		步行者専用道路 幅員 4m 1本
		公 園 1箇所 1, 174㎡
建築物等に関する事項	建築物等の	次に掲げる建築物は建築してはならない。
	用途制限	1.住宅のうち、住戸の数が3戸以上の長屋
		2.兼用住宅のうち、以下の用途を兼ねるもの
		(1)日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
		(2)理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これら
		に類するサービス業を営む店舗
		(3)洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサ
		ービス業を営む店舗
		(4)自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆
		腐屋、菓子屋その他これらに類するもの
		3.共同住宅、寄宿舎又は下宿
		4.学校、図書館その他これらに類するもの(公民館・集会所は除く)
		5.神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		6.老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		7.公衆浴場
		8.診療所
	建築物の	165m <sup>2</sup>
	敷地面積の	※ただし、住民の用に供する公民館・集会所および公共施設は除外する。
	最低限度	
	壁面の位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は次のとおり
	の制限	とする。
		1.道路境界線までの距離はO. 8m以上とする。ただし、外壁又はこれに代わる柱
		の中心線の長さの合計が3.0m以下の出窓等の部分までの距離は0.5m以
		上とする。
		2.隣地境界線までの距離は0.8m以上とする。
	建築物等の	建築物の形態及び意匠の制限は次のとおりとする。
	形態又は	1.建築物の形態及び意匠は、周辺の街並みとの調和を図るものとする。
	その他の	2.屋外広告物及び看板の意匠は、周辺の街並みとの調和を図るものとする。
	意匠制限	
	•	

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

## 参考図

## 【図1】建築壁面の位置の制限

0.8m以上

隣地

道路 0.8m以上 理築物 以上 隣地

0.8r

【図2】建築壁面の位置の制限(緩和規定)

道路

の長さの合計≦3 m

地区整備計画図

